

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西 労災職業病

関西労働者安全センター

2002.10.10 発行〈通巻第321号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc2000@yahoo.co.jp



- なくそう！じん肺・アスベスト被害ホットライン
2002全国一斉労災職業病相談に332件の相談 2
- 労災防止指導のチェックポイント9（中） 5
- 米海軍横須賀基地石綿じん肺裁判、
原告側が全面勝訴 10
- 情報公開 最近の結果から 11
- 前線から（ニュース） 17
地域に必ず安全衛生センターを 連合が6回セーフティネットワーク
集会 全国／ハツリ作業者のじん肺肺がんなど 沖縄

9月の新聞記事から／19
表紙／水に浮かべた材木の上を歩く労働者
（全港湾大阪支部阪南港運分会）

'02 10

なくそう！じん肺・アスベスト被害ホットライン

2002 年全国一斉労災職業病相談に 332 件の相談

今年も全国一斉労災職業病ホットラインを実施した。10月8-9日の2日間、フリーダイヤルで全国15カ所で相談に応じた。昨年の相談件数は210件であったが、今回は332件に達した(右頁表参照)。

ホットライン実施の前日の10月7日に米海軍横須賀基地石綿じん肺裁判の判決があり、原告側が全面勝訴した。テレビや新聞でそのニュースを見た方も多と思うが、同時に「なくそう！じん肺・アスベスト被害ホットライン」実施として、テレビで情報を流してもらうことができた。そのため、東京、神奈川には非常に多数の相談が寄せられた。また、新潟、愛媛、広島、大分などにもテレビ局の取材があり、昨年に比べて相談件数が増加したところが多かった。大阪では、テレビ取材はなかったが、毎日、読売、日経新聞などに掲載された記事を見て35件の相談が寄せられた。

じん肺・アスベスト関連の相談が多数あり、あらためて職業病としてじん肺患者の多さを認識させられる。建材として使われているアスベストについても関心が高く、身近なところにあるアスベストをどうしたらいいだろう、大丈夫だろうかという問い合わせも多かった。また、その他の職業病相談も多数あった。大阪では、過労に関する相

談が10件近くあり、脳・心臓疾患、自殺そして長時間労働を心配する家族からの電話が寄せられた。

以下に主だった事例を紹介する。

(●は大阪で受け付けた相談、○は他地域)

じん肺・アスベスト関連

タイトル通り相談の大半がじん肺、悪性中皮種、アスベスト関連であった。

今年の4月、日本産業衛生学会で、日本における悪性胸膜中皮種による死亡数の将来予測が報告されたことは、本誌02年4月号でも紹介したが、2000年度からの40年間で死亡数約10万人という推定結果を明らかにした。最近、石綿対策全国連のホームページ(<http://homepage2.nifty.com/banjan/html/higaisha.htm>)に、中皮腫等被害者の声のページがアップされたので、ぜひのぞいてみてほしい。この方々同様の悪性胸膜中皮種の相談もかなりの数に上り、確実に中皮種の被害者は増えているのだと思われた。

米海軍横須賀基地石綿じん肺裁判勝訴の報道があったので、基地の労働者からの相談も寄せられた。

○父がベースで働き、38年前に悪性中皮腫で死亡。労災補償や損害賠償は可能か。

2002年全国労災職業病ホットライン相談件数結果

受付機関	担当地域	件数
全国労働安全衛生センター連絡会議 (NPO) 東京労働安全衛生センター	岩手、宮城、福島、栃木、群馬、茨城、 千葉、埼玉、東京23区	81
三多摩労災職業病センター	三多摩、山梨	18
新潟安全衛生センター	青森、秋田、山形、新潟、富山、石川	14
(社) 神奈川労災職業病センター	北海道、神奈川、静岡(東部)、長野	75
名古屋労災職業病研究会	静岡(西部)、愛知、岐阜	10
三重安全センター準備会	三重	1
京都労働安全衛生連絡会議	京都、滋賀	7
関西労働者安全センター	福井、大阪、奈良、和歌山、沖縄	35
* 尼崎労働者安全衛生センター ひょうご労働安全衛生センター	兵庫、岡山	17
広島労働安全衛生センター	広島、鳥取、島根、山口	17
(NPO) 愛媛労働安全衛生センター えひめ社会文化会館労災職業病相談室 * (財) 高知県労働安全衛生センター	愛媛、香川、高知、徳島	13
(社) 大分県勤労者安全衛生センター	福岡、大分	23
熊本県労働安全衛生センター	熊本、長崎、佐賀	4
鹿児島労働安全衛生センター準備会	宮崎、鹿児島	17
合計		332

*は別日程で実施

- 今年の9月に父が悪性胸膜中皮腫で死亡。
自動車整備の仕事を7、8年した。
- 硝子工場に勤務していた夫が今年の6月に
悪性胸膜中皮腫で死亡。
- 設備工40年余り勤務、10年間は吹き付
けも行う。肺がんの疑いと言われた。
- 34才の息子がブレーキ会社で10年間製
造作業に従事。じん肺と診断され心配。
- 駐車場の警備員として8年間勤務。吹き付
けアスベストがあり、オーナーなどに対策
を要望。息切れがする。
- 酒造メーカーの蒸留器のオペレーターをし
ているが、まわりにアスベストが巻いてあ
る。喘息で治療中だが胸膜肥厚斑があると
言われた。補償はないか。
- 隧道工事に25年間従事。坂道を20メー
トルほど歩くと呼吸困難になる。胃ガンに

もなった。

- トンネル工事をしてきて、振動障害で労
災申請中。なぜかじん肺だけ事業主が証
明拒否して申請できない。
- 建設業40年。管理2。続発性気管支炎
で労災休業中。年金になるか？
- 昭和56年にじん肺といわれたが管理区
分申請したことはない。年に1回くらい
肺炎を起す。今年5月にも肺炎に。
他に、住居やその周辺にアスベストが使
用されているけどどうしたらよいか、とい
う相談も多かった。
- 脳・心臓疾患、精神疾患、過労など
- 自動車整備工。客の車を脱輪させた日の
夜、飛び降りたが命は助かった。
- 昨年8月に東京に転勤したが、年末に自

殺。会社で何かあったのかと質問したが
通り一遍の返答。

○うつ病だが、病院看護婦として勤務。外来
から病棟に配転になったが、仕事につい
ていけない。子供にあたってしまう。

○ソフト開発会社で徹夜も含む長時間労働
の末、ある朝から行方不明に。

○今年の5月に高校の体育教師がクラブの
合宿出張中の夜に心不全で死亡。意に沿
わない転校などストレスも大きかった。

●過重労働により心筋梗塞を発症。労災請
求したい。

○中国に5年間単身赴任していたが、今年
の5月に脳出血で倒れて6月に死亡。会
社は労災申請すると言うが、いまだに対
応されない。

●脳内出血で左半身不随。ホテルの客室掃
除、長時間ではないがハードな業務。

○地方公務員をしているが過労による緑内
障は労災になるが。

●7ヶ月間100時間以上の残業。がんにな
ったが、労災ではないか？
長時間労働をしているので心配という家
族からの電話もあった。

その他の職業病

○設計業務に従事して、手根管症候群が悪
化、手術した。労働基準監督署に行ったが
冷たい対応。医師に労災にならないかと
尋ねたら、「そう言う人はうちにくるな」
と言われた。

○工場でフォークリフトの排ガスで喉が痛
い。鼻炎で通院中。労災になるか。

○以前労災で認められた腰痛について、再

発したが認められるか。

●椎間板ヘルニア。車での営業が辛い
が、くびになりそうで配転を頼めない。

●トレーラー運転手。腰椎変形性狭さく症
で1年半以上休業している。労災保険を
請求できないか？

●倉庫作業で、足腰がしびれるようになり
退職。働けず生活保護を受けている。労災
請求したい。

○建設業に従事してきたが難聴。

●給食調理員。「指曲がり症」を発症。公務
災害を請求したい。

その他あれこれ

労災打ち切り問題や、監督署、事業主の対
応への不満、審査請求、再審査請求中とい
うのもあった。労災は症状固定となったが、そ
の後の生活に困っているという相談も、1、
2件ではなかった。

○労災認定されてから3年。会社や医師か
ら打ち切りの話が出ているがまだ不自由
であり、これからの生活が不安。

○28年前に、ケガをした。自分で薬を買っ
て治した。そのときの組合と会社の対応
が悪く、腹が立つ。

●トラック運転手。荷物がフォークリフト
より足の上に落下し、骨折。事業主に労災
保険がないので、国保で治療してくれと
いわれる。その後、事業主と連絡が取れな
くなり、賃金も未払い。

●平成2年に被災、3年9月、障害等級7級
決定。平成9年7月に見直しで8級に変
更された。再審査請求中。裁判もしたい。

労災防止指導の チェックポイント9 (中)

労災防止指導から見えてくる中小事業場の安全衛生

—02年6月15日講演—

笠原 博氏

5. 災害発生の状況

「ここ3年間にどんな災害がありましたか」と聞きます。

「その時のデータはありますか？ 見せてください」

分析しているところもありますね。時間、週、月、過去10年間ずっと分析しながら表を作っている会社もありますし、「何件あったということだけしかわかりません」という会社もあります。

「どんな災害がありましたか？」

「あ～、1件は指を折ったかな、あ、1件は切ったな。あれ誰やった？」

そんなような会社もあります。ちゃんと10年間分析してこういう災害があって、原因はここにあったなんて記録のある会社もありますね。

じゃ、それをどのように生かしているか、それがいわゆるノウハウですね。高い授業料でありますけれどノウハウとなって蓄積されています。それでは、そのノウハウを予防のほうにどう活かしていますかとなります。そうすると、ほとんど活かされていないんですね。

だから繰り返し災害がまだまだ続いているということになるんですね。たまたま休業であるか不休であるか、これは紙一重ですからね。

特に女性のパートさんが負傷をすると、休業が多くなります。正社員で負傷をすると「あ、失敗したな」ということで、逆に気を使うなんてことがあったりします。しかし、パートさんは会社に正社員のように帰属した意識がないですね。家へ帰るとまず夫や子供に言われます。

「おかあちゃん、どないしたん？」

「こうやってな、・・・。こんなしんどいところで無理にこんなんやってるねん」

私が悪いなんてめったに言いませんからね。そうすると、災害が起きたときのフォローが弱ければ、当然のように休業することになります。医者は患者が痛くて仕事ができないと言えば診断書を書きますから、例えば指の末節骨折でも1週間は休みます。

例えば160人の会社の中で100人がパートさんなんていうところがあります。年間に5件以上の休業災害が出てるんです

よ。聞いてみると指を骨折しました、指を切りましたという、そのうちの5人が休業で、みんなパートさんなんですね。聞いてみたら末節骨の骨折です。

「休むななんて言えませんしね」

「それは、あなたの皆さんに対する接触のまずさが出てくるんですよ。従業員も会社を一步出ればお客さんと思わないと。お客さんには怪我をささんと思わないと」
そんな話もするんですね。

繰り返し災害が起きるといのは、やはりどこかに欠陥があるんですね。何か足りない、問題があったときだけ何かをやる、文句だけ言って終わりというような会社はやはり災害が多いということになります。

6. 教育状況

技能講習と勘違いして、特別講習を受けていないというのは結構多いんですよ。技能講習や主任というのも分かっている。フォークリフトもそうですし、玉掛けもそうですし、特別教育が必要なものを案外受けていないというのが多いようです。

「何時間も講習受けるのも大変ですし」

「もし無資格で事故が起きたらどうするの。業務停止食らうよ。それでもいいの？ どちらが得ですか？ 誰がいつ講習を受けるのか計画的にやりなさい。一度、どんな資格がいるのかチェックして、講習を受けさせなさい」

「次にどのような資格を誰が取るかというような計画を立てなさい」

ところが、資格取るのは大変なことだと思っているんですね。金がかかるし、時間も

かかる。「そのうち…」と言っている間に忘れてしまって、やっていないところがたくさんあります。誰がどんな資格をもっているのか、あとどんな資格が必要なのか、一度表にしてみるとよく分かると思います。

「一覧表は差し上げますよ。一度それを見てチェックしてください。表を作ってみたらどうですか？」

となります。表があるところは、

「シミュレーションして、誰がいつどんな資格をとるのか計画を作っておいたほうがいいですよ。あわててやるよりも、予算も付けやすいし、心の準備、仕事の準備も出来るわけですから」

と言うわけです。

それから、さきほども話をしましたが教育の中でも監督者の教育が非常に弱いです。監督者の教育は1年に1回でもいい、2年に一回でもいい、教育することを考えてみて欲しい。

「どんな方法で、監督者の教育をやっていますか？」

「いや、ほとんどやっていません」

と言うところが圧倒的に多いですね。これは大手でもそうです。大手でも監督者の教育は非常に弱い。

法的にいうと監督者の教育は、労働安全衛生法60条「職長教育」のところにあります。これは労働安全衛生規則40条に、12項目に亘って詳しく書かれています。そのために河内長野市にある大阪安全衛生教育センターでは、RST (Rodosh, Safety and health education, Trainer) という労働省方式の科目を設けています。

教育センターでは、この法で定められている職長を教育する講師を養成するためにRST講座を設けているんです。5日間コースで、1年中毎週やっていて、最近は行政の人も来るようになっていますが、やはり大企業が多いです。組合の方はちよくちよく来ているようです。

中小企業の参加者は少ないようです。なかなか来ない。そりゃそうですね、1人1回10万円ということでかなり高いですから。私は指導員で中小企業を回って、必ず2人ずつ受けさせることにしています。お金はかかるかも知れない、けれども場合によってはコンサルタントを雇うよりはずっと安いよと言って2人行ってもらっています。「ぜひ受けて、レベルアップしてください。そして帰ってきたら行ってない監督者に教育したらいいじゃないの。外へ監督者の教育を受けに行ったら3万円かかるんですよ。10人監督者がいたらどうなるんですか？」

監督者を大事にする会社は、やはりいい職場です。災害が多い、生産が遅れておるといったら、だいたい監督者が強くないですよ。監督者が強い職場というのは、やっぱり光っています。みなさんが行かれる職場もそうじゃないですか。

パートさんの教育についてもやっているところは少ないようです。入ってきて、「ハイ、日当はなんぼ、休暇は何々・・・、あんたはここですよ、何時から何時まで勤めてください。何か質問あったら言って下さい」

なんてことで、ものの10分もしたら現

場に入るんですね。

「これじゃあぶないですよ。現場に入ったら誰が教育しているんですか」

「仕事の段取りをいうだけです。それで仕事してます」

「それじゃ教育になっていないんじゃないの。たとえ30分でもいいから、会社のルールだけでもいいから教育してあげてください」「ここは保護具つけるんですよ。巻かれるところに手を持っていったらあきませんよ。ちゃんとスイッチ切りなさいよ。これだけでいいから30分でもいいから教育してあげてほしい」

といいいます。

「教育する資料はありますか？」

「何にもありません。口頭です」

「それなら一枚の紙だけでいいから、パートさんには、これとこれとこれだけは教育しましょうと、マニュアルでいい、あるいはテキストでもいい、誰が教育してもこれで最低限のことは出来る。工場長がいなければ監督者でいいじゃないですか。どうですか」「はい分かりました。さっそく作ってみましょう」

という会社もあって、2回目に行ったらちゃんとできてるんですね。

「どうです。できて良かったでしょう」

「パートさんは、こんな教育を受けたと言って報告してるんですよ。こんなことを言われて現場に入ったから大丈夫やなんて家庭で報告してるなんて話を聞きました」

「ああ、いいことですね」

とって褒めます。われわれも1回目に行って、2回目にそういうことがあると嬉

しいですね。

それから次に自主研修ですね。

「どんなことをやっていますか？たとえば5S
なんかやっていますか、KY活動はどうで
すか、ヒヤリハットしていますか、それ以外
にでも研修何かやっていますか？」

ほとんどやっていないですね。たまにKY
をやっていますという会社があるぐらい
です。

「トレーニングをやったというけど、活動
は？」

「活動ねえ。。。いつやるんですか？」

逆に質問です。トレーニングも活動も一緒
なんです。それで、

「朝礼で言っています」

「朝礼って何ですか？ミーティングって何で
すか？」

質問します。

「朝礼もミーティングも一緒ですやないか。
安全の話もみなそこでしますし。みな意見
も聞いていますし」

「そうかなあ。朝礼と言うのは命令でしょ。
仕事の指示でしょ。ミーティングというの
は意見交流でしょう。分けて使わないと、
みな指示になってしまいますよ。みなさん
の問題点が聞けんようになってしまいますよ。
お互いが分かって仕事をするという形が
なくなりますね。ミーティングの時間を
設けてやってほしい。朝礼が5分なら5分、
ミーティングが3分なら3分と分けて
やってほしいですねあ」

という話もします。

「朝礼もミーティングも一緒、それでは
みんな意見も通りませんね。朝礼は命令で、

『これとこれは徹底的に守れ』と言うんだ
たら朝礼でよろしいでしょう。みな意見
を聞こうと思ったら朝礼では無理でしょ。
いわゆるツールボックスミーティング(T
BM)という言葉がありますが、そういう
ような内容でやったらいいのではない
ですか。一度やってみてはどうですか。
やってダメならまた戻せばいい
じゃないですか」

指導員は行政じゃないですから「あれと
これとやれ」というんじゃない
ですから、やってダメだったら
いろいろと工夫をしていけばいい
わけです。

「こんなことやってみようという
ように、挑戦していくことは大事
ですよ。失敗しても言いから
こういう事やってみようという
ほうがずっとわれわれにとって
うれしいですね。結果的には
会社にとってプラスになります
よ。まあ、一度やってみて
ください」

とお願いをしています。

7. 点検状況

「日常点検やっていますか？あります
か？」と聞きます。たとえばワイヤ
点検。

「基準はありますか？」

「基準はありません。見てる
だけです」

「どこで悪いか良いか分かります
か。どこで点検したのかして
ないのか分かりますか。分
かりませんね」

「それやったら、せめて色をつ
けて、これは点検が終了したと
赤のテープで巻いたり、何月
は何色とか、色分けしてテー
プで巻いている会社も結構あ
りますよ。」

「玉掛けする時にその都度
見てますよ」

「ほんまですか？ できますか？」

「いや、やっていますよ」

「そうですか。まあ信用しましょう」

まあ、そんな話をしながら、ヨソさんの情報を提供してあげたりします。

「そやなア。そんなこともあるなあ」

というようなことで、ウチでもいっぺんやってみよかとなる会社も結構あります。

それから、怪我した機械を「危ない」ということを分かりながら点検をしていない、あるいは安全のカバーを外したまま、破損したら破損したまま放置してある。そこに点検表があるんですね。

「点検表はどこを見てるんですか？ 保護カバーが破損してテープ貼ってますな。欠けてますやんか。こんな点検のときはマルですか？」

「いや、もう怪我せえへんから大丈夫です」

「そうですか。そんならこの点検表はみなマルですか」

「はい、マルです」

堂々と言ってくれますね。

「もとへ戻るといふときに、何か三角になるとかペケになるとか無いんですか？ 異常という感じ方はしないんですか。異常とはいったい何ですか？ それでは正常とは何ですか？」

正常という、普段どおり当たり前のことをやっているということ。それでは異常はというと反対です。当然の話です。そしたら基準というものを一度見てくださいということです。点検するということは基準というものが大事だということです。

基準というのはルールが守られているか

どうか、あるいは安全カバーがついているかどうか、保護具をつけているかどうか、ルールに沿ってそれが守られているかどうかということです。温度であればボイラーなんか使っているところありますね。これが仮に40℃と20℃の間が基準だとすると、メーターの針はその間にありますかということです。

「基準を明確にしてほしい。それが、良いか悪いか、異常か正常かが分かるようにしたらもっといいですよ」

というようなことも言います。

点検の重要性、点検はなぜするのかというような話をそこでしてあげるとかすると良いと思います。また、逆に点検の考え方をお聞きして、「怪我せんかったらいいんや」とあっさりしている人もいますし、「点検は予防のためにやっています」というところもあります。でも点検が抜けているところというのは多いですね。

・・・《休憩》・・・

さて、ここでちょっと皆さんに質問してみたいのですが、毎日自分の車を点検している人はどれくらいいますか。だれもいませんね。決めて点検している人。あ、一人おられますね。それでは、なぜ点検しないんですか？ 車がいいから？ じゃまくさいから？ 時間が無いから？ なんでやらないんですか？ 車検まで大丈夫だと思っている？ いろいろあるでしょうが、みな勝手な理由ですね。

車を買ったら初めの点検は何日目にやってくれますか？ 1ヶ月で車屋さんがやってくれるでしょ。その次は？ 3ヶ月でしょ。

米海軍横須賀基地石綿じん肺裁判、原告側が全面勝訴!!

地裁 国に2億円賠償命令

地裁 国に2億円賠償命令
 米海軍横須賀基地「権利乱用」
 横須賀地裁 時効主張「権利乱用」

米海軍横須賀基地(神奈川県横須賀市)の元日本人労働者らが「作業で石綿(アスベスト)を吸い、じん肺にかかった」と3億1350万円の損害賠償を雇用主の国に求めた「米軍基地じん肺訴訟」で、横浜地裁横須賀支部(須山幸夫裁判長)は7日、「米軍に対し対策を講じるよう働きかける義務を怠り、被害を拡大させた」として約2億3100万円の支払いを国に命じた。

判決は「国は、原告の雇用者の立場、米軍との地位協定の締結当事者の立場から、米軍が安全対策を尽くしているか調査、監視し、必要な措置を講じるよう働きかける義務があった」と認定。米軍に対しても「石綿健康を82年まで実施せず、対策を怠った」と安全義務違反を認めた。

争点となった時効(10年)については「原告の特殊な雇用形態を考慮すれば、時効援用は権利乱用にあたる」と退けた。

国側の時効主張を「権利乱用」と退け、原告17人全員の請求を認めた。じん肺訴訟で時効の適用を否定した判決は全国で3例目。米軍基地を舞台にしたじん肺訴訟の判決は初めて。

原告は同基地で艦船の修理などをしてきた落合博文さん(70)ら元従業員9人と、死亡した3人の遺族8人。

健康被害の程度に応じ、1人当たり慰謝料2000万、3000万円などを求めて99年7月、提訴した。

訴えによると、原告ら患者は1947〜92年の間、同基地で働いた。艦船修理用の断熱材などから出る石綿の粉じんを長年大量に吸ったため、じん肺にかかった。

国側は「『有害物質の安全管理』を米軍に申し入れるなど、配慮してきた」と反論していた。

【網谷利一郎、川久保美紀】

2002年10月7日毎日新聞夕刊

(前頁の続き)

ちゃんと決めてありますね。無料か金を出すかは別にして。やっぱりちゃんと守ってるんですよ。それで皆さんが指導に行く時に、「点検しろ」と言うんですか？ ちょっと厚かましいと思いますなあ。せめて自分の車は、乗っていて状況が分かるでしょう。毎日やる必要がない部分があるかもしれないけれど決めてやるぐらいはするべきでしょう。私も毎日チェックしていませんが、1週間に1回、必ず減った分だけガソリンを入れて、その時にガソリンスタンドで点検するようにしています。

それで、今の車は何でも警報を出してくれますね。シートベルトつけてませんよ、半

ドアですよ、オイル漏ってますよ、みなチェックしてくれています。運転席に座ればみな見える。音で出るか、目で見るとみな分かるようになっていきますね。ところが見えないところはどうか。やっぱりちゃんとしておかないといけません。例えばスペアタイヤなどほとんど見ないと思いますが、空気がないときがあります。高速を走っていてパンクしたらどうします？ JAFという便利なものもありますが、タイヤの交換くらいは自分でできるようになりたいですね。点検というものを、そういう目で見て欲しいと思います。

(つづく)

◆情報公開請求 最近の結果から

労働基準行政情報システムの概要

じん肺管理区分決定データは機械管理されているので、昨年8月にその処理マニュアルを公開請求して出てきたものが「(部内限)労働基準行政情報システム 機械処理手引 安全衛生関連編 平成10年度労働省労働基準局」の抜粋「じん肺管理区分情報の管理」だった。

そこで「労働基準行政情報システム」なるものについて情報公開請求したところ、システムについて簡単に書かれた次の文書が開示された。これは、A4版2ページで何かの冊子からの抜粋とみられる。

基準情報システムの概要

基準行政情報システムは、職員に対する業務支援、事務手続の効率化を推進するため個別事業場管理システムにかわる新たな情報システムとして、平成7年度から3か年計画で開発したものである。

開発終了後は、平成10年1月21日より3月末までの間、栃木局及び千葉局において試行稼働を行った後に、試行局以外の45局において、電源等工事、端末機器の設置工事、安全衛生管理体制及びじん肺に係る初期データベースの構築、平成10年6月から9月にかけて各局における職員研修等の準備作業を順次実施し、平成10年10月29日より全国稼働を開始したところである。

また、全国稼働に先立ち、平成10年8月よ

り10月上旬の間に、各局毎に順次現行システムのホストコンピュータが保有するデータベースを基準情報システムの労働局サーバ(KS)に移行した。このデータベースの移行により、個別システムについては、基準情報システムが継承する個別事業場情報管理システム及び司法事件情報管理システムへと切り替えられた。

また、基準情報システムの操作方法について記述した機械処理手引及び霞ヶ関各課で作成した各業務に係る事務処理を記述した事務処理手引を平成10年9月までに各局署に配布した。

基準情報システムの大きな特徴として、従来の集中管理システムに変わり、最新の情報通信技術を使用した「分散型ネットワークシステム」により構築されていることが挙げられる。これにより、各システムのデータも従来の本省にて集中管理するデータベースから、各局にデータを分散して管理する分散型のデータベースとなっている。

分散型ネットワークシステムの利点は、高性能な情報ネットワークを安価に構築できる点であり、個別システムを大幅に拡充するとともに、数々の新規システムを開発することにより、労働基準行政の円滑かつ的確な運営を可能とするものである。

・サブシステムの構成

基準情報システムは、以下のサブシステムより構成されている。

- ①通達・事務連絡情報管理システム
- ②個別事業場情報管理システム
- ③司法事件情報管理システム
- ④監督指導計画作成支援システム

- ⑤就業規則情報管理システム
- ⑥寄宿舎規則情報管理システム
- ⑦労働災害情報管理システム
- ⑧じん肺管理区分情報管理システム
- ⑨総合対策情報
- ⑩地方最低賃金審議会情報管理システム
- ⑪労災認定支援システム
- ⑫審査業務支援システム
- ⑬労災保険判決例検索システム
- ⑭障害等級認定支援システム

各システムにおいて管理される情報のうち、事業場に関するものは「事業場基本情報」こより一元管理することとしており、各システムが事業場基本情報を核として相互に密接に連携をとったシステムを構築している。

平成11年2月に労働省労働基準局が出した「平成11年度労働基準行政の運営について」の中でも、「労働基準行政情報システムの積極的な活用」として「的確な行政の展開に必要な情報を効率的に把握し、また、日常業務の一層の効率化を図るため、労働基準行政情報システムが保有する個別事業場情報、労働災害情報等の各種情報を局署の実情に応じて分析の上、管内状況を把握する等、システムの積極的な活用を推進する。」との記載がみられる。

行政に電子システムが全面的に導入されてきた今日、その中身をできるだけ知っておくことは有意義だろう。蓄積された電子情報は国民の財産ともいえ、可能な限り利用可能な形で開放されるべきものだ。行政内部の文書情報のうちどの程度がこれらのシステムで処理されているのかは何もわ

かっていないので、このシステムの全容と蓄積情報の価値を正確に評価できないとはいえ、行政外、特に労働行政に関心のある人間としては知っておく価値はある。

上記の「基準情報システムの概要」(以下、概要)によれば、労働基準行政情報システムは、1998年10月29日から全国稼働をはじめ、すでに4年が経過しており、

- 1) 分散型ネットワークシステムであること。
- 2) 一元管理される「事業場基本情報」を核として密接に連携する14のサブシステムからなること。
- 3) 運用のための文書である「手引」として、「機械処理手引」、「事務処理手引」が各局署に配布されていること。

がわかった。

さて、今回の開示請求書では「請求する行政文書の名称等」について、

- ア) 厚生労働省が運用している行政情報システム(労働基準行政情報システム等)の全容がわかる資料
- イ) 厚生労働省が運用している行政情報システム(労働基準行政情報システム等)の仕様書やマニュアル類(機械処理手引、同各編など)といったシステムやその運用にかかわって存在する全文書等のリスト(文書名、作成者、作成年、版、ページ数、当該文書等の概要説明など)
- ウ) 労働基準行政情報システム機械処理手引と各編の表紙と目次

の3つに分けて記載していた。

受け付けた厚労省情報公開文書室から連絡があり、厚生労働省全体の情報システム

の一覧はないことなどが告げられたため、とりあえず、今回は労働基準行政情報システムに限定して請求を行うという「請求内容の補正」をおこなった。

その結果、ア)については上記「概要」が開示され、ウ)についてはすべて開示となったが、イ)については該当文書なしにつき不開示となった。もちろんそこに書かれた文書類がないというのではなく、「リストはない」ということにすぎない。それなら、どういふものがあるかを教えてくれればいいのだが、そういう「親切心」は期待できない。

各手引の構成

開示された、平成10年度と記された「機械処理手引の各編と目次」は

①概要・共通編、②就業規則関連編、③寄宿舎規則関連編／企業全体関連編、④労災補償関連編、⑤安全衛生関連編、⑥監督関連編、⑦安全衛生関連編追補1（総合対策情報）、⑧賃金関連編、⑨特定機械等管理関連編、⑩本省業務編の10分冊だった。

目次をみるとどのような業務が機械処理されているかがわかる。テキスト情報だけでなく、イメージ情報ももちろん処理できるようになっており、図や表も利用できるようになっている。全国安全センターの請求によって本文の一部が開示されたが、文書中のメニュー画面はすべて黒塗りされていた。

事務処理手引については、「概要」に記載されていたためにその存在がわかり、表紙と目次を全国安全センターが開示させた。

これは、

- ①労働基準行政システム事務処理手引（平成11年12月改訂）
 - ・概要・共通編（労働基準行政システムの概要、個別事業場情報管理システム（共通部分））
 - ・監督関連編（個別事業場情報管理システム（監督関係）、監督指導計画作成支援システム、司法事件情報管理システム）
 - ・安全衛生関連編（個別事業場情報管理システム（安全衛生関係）、労働災害情報管理システム、じん肺管理区分情報管理システム、総合対策情報）
 - ②労働基準行政システム事務処理手引 就業規則関連編（平成10年度）
 - ③労働基準行政システム事務処理手引 寄宿舎規則関連編（平成12年度）
- の3冊からなっていた。

機械処理手引各編の目次内容

機械処理手引本文の内容は今後の開示を待たなければならないが、目次では次のようになっている。

①概要・共通編

情報システムの概要、基本操作、事業場基本情報の管理、通達・事務連絡情報の管理など。

②就業規則関連編

就業規則情報の紙や電子媒体による届出登録、統計処理など。

③寄宿舎規則関連編／企業全体関連編

寄宿舎規情報の紙や電子媒体による届出登録、寄宿舎基本情報と登録、事業場基本情報との関連づけ、統計処理など。／事業場基

本情報と企業全体情報との関連操作など。

④労災補償関連編

労災認定例検索、復命書作成など労災認定業務支援、手指の障害等級認定支援、決定書例の検索、作成などの審査業務支援、判例検索など。

⑤安全衛生関連編

危険機械、有害業務、健康診断結果、安全衛生管理体制等の個別事業場の安全衛生関係情報の管理、労働者死傷病報告・死亡災害・工業中毒等の労働災害情報の管理、じん肺管理区分情報の管理など。

⑥監督関連編

監督指導計画の支援、監督結果等情報の管理、預金管理状況報告などの一般労働条件関係情報の管理、司法事件情報の管理など。

⑦安全衛生関連編追補1(総合対策情報)

プレス機械、木材加工用機械、粉じん作業の各総合対策情報の管理、事業場基本情報との関連、統計処理など。

⑧賃金関連編

地方最低賃金審議会情報の管理、都道府県別最低賃金情報の管理など。

⑨特定機械等管理関連編

移動式クレーン、ゴンドラに係る情報などの管理など。

⑩本省業務編

監督、安全衛生、賃金、労災補償の各関連業務にかかる情報の管理など。

これらは、「概要」で述べられているように「事業場基本情報」と関連づけて管理されており、局署端末からは全国の情報を検索できるようになっているようだ。

厚生労働省本省の労災隠し関連資料

6月に「労災隠しの関連する調査、対策立案、実施、それに伴う経費・予算の細目(リーフレット作成枚数・費用といったたぐいのものを含む)、関連する検討会、懇談会に関する資料、労災事案の労災保険以外(国民健康保険、社会保険など)での処理状況・金額などがわかる資料など、労災隠し対策に関連する資料のすべて」を請求したところ、9件の文書が開示された。労災隠しの実例や労災隠し対策の手法にかかわると判断された部分など多くの不開示部分があったので、現在異議申立中だ。

厚労省は国会その他での批判・追及を受けて昨年2月8日付で基発第68号「いわゆる労災隠しの排除に係る対策の一層の強化について」を出した。その後ごく小規模の労使行懇談会をアリの的に開催して、2002年度の「対策」を出し、今日に至っている(本誌2002年3、4月号参照)。

ところが今回の開示資料の中に、この基発第68号の直前の1月17日付で出された、各地方局に労災隠しへの対処状況(1999年1月から2000年12月までの2年間)を報告させる次の通達が含まれていた。この通達があることは、以前に大阪労働局に対して行った労災隠し関連資料についての不開示処分異議申し立ての過程で明らかになっていたが、実物にお目にかかるのは今度が初めてだった。

基監発第3号・基徴発第3号・基安計発第1号・基
労補発第1号

平成13年1月17日

厚生労働省労働基準局
監督課長・労働保険徴収課長・安全衛
生部計画課長・労災補償部補償課長

「いわゆる労災かくし事案に対する対処状況の把握等について」

いわゆる労災かくし事案への対応については、平成3年12月5日付け基発第687号「いわゆる労災かくしの排除について」（以下「687号通達」という。）により指示されているところであるが、近年労災かくし事案が増加してきていること等から、現在、本省において今後における労災かくし排除に係る対策をより実効あるものとするため検討を行っているところであり、この検討の参考とするため、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）におけるこれまでの対処の状況等を把握する必要がある。

については、平成11年1月から平成12年12月までの2年間において局及び署において対処した労災かくし事案について、別紙の調査票により、労働基準部監督課でとりまとめの上、平成13年2月2日（金）までに本省労働基準

局監督課監督係まで送付（FAX可）願いたい。

10年で2倍以上の労災隠し把握事案数 送検数はその半分以下

この通達には、別紙1「労災隠し事案に係る調査票」、別紙2「労災隠し対策について効果的と考えられる手法・措置等」が添付され、別紙1は事案ごと、別紙2は局として記入し提出するものとなっている。

別紙1についての集計表をみると、総数419件にのぼっていて、うち304件が建設業に集中している。年平均で約210件。

実は、平成3年の基発第687号に先だっても同様の調査が行われていて、その関連通達と集計表も開示資料に含まれていた。それをみると、1990年1年間について各局から報告された労災隠し事案の件数は88件で、うち建設業は58件となっている。

つまり行政当局の把握件数でも、労災隠し事案数は1990年から1999-2000年では2倍強の増加となっていたのだ。

一方、公表されている労災隠しによる送検数（労働安全衛生法第100条、第120条）は1998年79件、1999年74件、2000年91件で、2000年は過去「最高」となった。91件のうち起訴されたのは65件。

つまり、2000年段階で、行政当局の労災隠し把握事案数年約210件、うち送検は半分以下の91件、さらに起訴は65件に過ぎなかった。そして司法処理件数としてカウントされる送検数の2倍以上の把握事案数があったことが開示資料から明らかになったわけだ。

前述の国会追及の主な論点の一つが、当時提案されていた「建設業等の有期事業のメリット制改正（メリット率の強化）」が建設業における労災隠しをさらに助長するのではないかという点だったが、まさにそれが的を得ていたことを示す調査結果といえ

る。メリット制を改正して労災保険料の割引率を大きくすることに腐心している場合ではなかったのだ。

深刻な労災隠しの実態を「把握」しながら行政当局が行ってきたその後のおざなりな労災隠し「対策」、労使行懇談会の状況を見ると、行政・使用者側の本心は、「メリット制改正」の言い訳づくりだったとしか思われれない。いまだに抜本的労災隠し対策は行われぬままだ。

地方局からの提案をみると

前述のアリバイ的な労使行懇談会「労災報告の適正化に関する懇談会」は啓発、広報の強化、ホームページに「労災隠しの排除について」のページをつくるなどの効果について、大いに疑問な「平成14年度の対策」を示し早々に解散した。

たとえば「労災隠しの排除について」のページは、厚生労働省のトップページにはどこにも記載がなく、「主な制度紹介」のページで労働基準局の中の「労災隠しは犯罪です」をクリックすると、あの趣味の悪い「労災隠しは犯罪です」ポスターがやっと現れるという仕組みになっているに過ぎない。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/rousai/index.html>

これと比較するわけではないが、別紙2「労災隠し対策について効果的と考えられる手法・措置等」によって各地方局からは結構いろいろな意見があがってきている。

たとえば広島県では1994年からの労災指定病院協会と連携した取り組みを開始し、2000年10月にはパンフレット、労

災請求用紙、ポスターを労災指定医療機関に送付していることが報告されている。

「死傷病報告の提出者を元請けとの連名とし、労災隠しが行われた場合には、元請けにも直接責任が及ぶように改正すると共に、給付請求書との整合性等の確認を行う」(鳥取局)

「安全衛生に関する各種講習テキストの関係法令等に「労働者死傷病報告」の条文を掲げる等により具体的な手続き等を説明したテキストに改める(現在の安全管理者をはじめとする各種テキストを見ても、労働者死傷病報告義務に関する内容が省略されている為)」(宮城局)

「建設業において労災隠しを行う大きな要因としては、労働災害を発生させるとその後の公共工事の受注に影響が及ぶことが挙げられる。このため、公共工事受注参加資格審査の基準として労働災害を発生させたという結果のほかに、評価のウェイトが大きい労働災害結果を相対的に低くすることが必要であり、建設行政機関との情報交換の場において、これらの意見を伝えていくことが必要である。」(栃木局)

といった見るべきものもみられる。ところが、こうした意見がその後の行政施策に具体的にどう盛り込まれたのかは今のところ全く不明だ。

なお、これら各局からの別紙2の記載についても不開示として黒塗り部分が多数みられた。

いずれにせよ今回得られた資料は、今後、労災隠し問題に取り組んでいく上で活用できそうだ。(事務局：K)

前線から

地域に必ず安全衛生センターを

連合が第6回セーフティネットワーク集会

全 国

連合は10月22、23日、福岡市で第6回セーフティネットワーク集会を開催した。分科会に分かれての活発な討議の後、「職場安全衛生委員と地域の労災防止指導員を担い手とし、全ての組合に支えられた労働安全衛生対策活動を専門的に行う機関を設置することを中心にした、地域における「労働安全衛生センター設置のための提言（第2次）」を確認するなど、今後の労働組合ナショナルセンターとしての安全衛生対策の方向を定めるものとなった。

基調講演として産業医科大学の高橋謙教授が「アスベスト じん肺問題の現在とこれから」と題して、この間のじん肺肺がんをめぐる健康管理対策、労災補償対策の政策変更へいたる経

過を解説、さらにアスベスト問題の現状について言及した。本誌でも紹介してきたが、肺がんがじん肺の合併症として定められることにより、じん肺有所見者の健康管理のあり方が大きく見直されることになり、実際の制度としてどのようなものにするのか、今後の動きが注目される。

分科会は、「安全衛生対策担当者」「労災防止指導員」「労災保険参与」の3つに分かれ、それぞれ今回の基調となっているじん肺を主題に研修と討議を行った。労災保険参与の分科会では、労災保険審査に上がってきた事案について、個々の参与が労働者側として意見を述べても、それがその場限りのものになってしまうことの問題点が指摘された。各地の参与

意見の情報を集約し、また参与に対して連合としての確かな情報提供を行うことについても議論の俎上にあがり、今後、電子情報などの方法を用いてこれらの情報交流を実現する方向が確認された。また、参与の集まりの際には、ケーススタディの形で研修の機会を持つことも提案された。

集会終了後、23日より開催されている全国産業安全衛生大会の2日目に、中央労働災害防止協会が「第6回労災防止指導員全国交流会」を開催した。この交流会は、連合のセーフティネットワーク集会開催と同時に開始されたもので、各地の労使から推薦され、一種の「ボランティア公務員」として活動している労災防止指導員の経験交流を図ろうというもの。今年は、新たにグループ討議を取り入れた。

最初に、大阪の指導員として笠原博氏（本誌「労災防止指導チェックポイント9」の著者）が、自らの指導経験を紹介し、それをきっかけにしてテーブルごとの討論を行った。指導員

は、それぞれ自らの職場での豊かな経験と地域での指導のエピソードを持ち合わせており、話は尽きないという印象だった。

労働行政にあっては第9次労災防止計画が、今年度

で終了し、第10次案が今後討議に付されるが、民間の創意による中小事業場安全衛生対策の象徴ともいえる労災防止指導員制度が、今後さらに強化されることが期待される。

なお交流会冒頭、厚生労働省労働基準局安全課長が、挨拶の中で労災隠しの深刻化にふれ、労災防止指導における留意も求めた。

ハツリ作業者のじん肺肺がんなど

労災請求準備すすむ

沖 縄

これまでも報告してきたように建設解体現場のハツリ作業者のじん肺相談が相次いでいる。多くの方が大阪市北区の在住者で、しかも沖縄出身者やその家族が多いのが特徴だ。これは戦後、沖縄のハツリ業者が大阪にきて仕事をはじめたことがきっかけとなったもので、すでに沖縄に帰った方も多いとのこと。また、沖縄に帰ってハツリを続けている方もいて、じん肺で困っている人もいないかという話も時々出ていた。沖縄ですっとハツリ作業に従事してきている人もいるということだった。

ハツリ作業歴30年以上のSさんは現在、管理3続発性気管支炎で労災療養

中だが、2年前に沖縄在住の父親を亡くしていた。この方も沖縄で長年ハツリ作業に従事していた。今年、お盆で帰郷する前、安全センターに立ち寄せられた際に「一度きちんと調べてみよう」ということになり、きちんと聞いてみると父親の死因は肺がんだった。

ほかに、結核で入院して困っているNさんがいることもわかり、とりあえず、安全センター事務局がSさんといっしょに沖縄に行き、関係者、医療機関などを訪ねた。どちらのケースでも管理区分申請はされておらず、主治医がいずれもじん肺についてはよくわからないということであったため、レントゲン写真を持

ち帰り、経験のある医師に読影を依頼したところ、じん肺所見ありとの意見が得られた。Sさんの父親は不整形陰影、胸膜肥厚のあるアスベスト肺とみられ、Nさんは粒状影がみられる珪肺主体のじん肺との所見であった。

今後、これをもって再度沖縄に行き、具体的な労災請求、じん肺管理区分申請にかかるとしている。Nさんは、以前に片肺を結核で切除しているが、そのときは労災適用されていないということからも、ご多分に漏れず、沖縄においてもじん肺に関する労働者、事業主、医療機関の認識がまだまだ進んでいないことをうかがわせる。

今回のケースが、沖縄でのハツリ作業をはじめとするじん肺に当センターとして取り組んでいくきっかけとなる可能性がある。

9月の新聞記事から

9/1 00年8月の訓練中に倒れ、意識不明の海上自衛隊第4航空群司令部(厚木航空基地)所属の1等海尉に対し、中谷元 防衛庁長官が「公務上災害」と認定した。海自で運動訓練中に発症した脳 心臓疾患が公務上災害と認められるのは初めてという。横須賀地方総監は2月、公務外としたため家族が不服審査を申し立てていた。

9/2 昨年9月に自殺したJR西日本の運転士の父親が、「いじめに等しい社員教育でうつ状態になったのが自殺の原因」として同社と上司3人に1億1000万円の損害賠償を求め、大阪地裁に提訴した。運転士は昨年8月31日出発時刻が予定より50秒遅れたことを理由に、9月3日から研修を受講させられ、トイレにも自由にいけない、悪口雑言をあびせられるなど過酷な内容だったため、精神的に耐えられないと漏らし、ロッカーを何度も開け閉めするなど異常な行動が見られた後、6日に自宅で自殺した。

9/9 青森市の県立中央病院の女性看護師2人がコレラに感染した。2人とも最近の海外渡航歴はなく、いまのところ家族や同僚、患者にコレラとみられる症状はない。

午前3時10分ごろ、大阪市中央区の解体中の「中座」が、ガス抜き工事中に爆発、炎上し、建物をほぼ全焼、「法善寺横町」の10数店舗も全焼した。解体工事をしてきた作業員2人と消防隊員2人の計4人が重軽傷を負った。

9/12 製造や運輸などの従業員の36%が、深夜業務に従事してから体調不良を訴え、17%が胃腸病や高血圧性の疾患、睡眠障害などと診断されたことが、厚生労働省が昨年実施した調査で分かった。10人以上雇う企業の約9000社の約8000人から回答を得た。深夜業務を導入している企業は22%で、産別ではトラック運転手らの運送業が43%と最も多く、次いで製造業の18%。深夜業務に就いている従業員は21%を占めた。

9/16 富山県黒部市の県警黒部署内で、自転車を盗んだ容疑者に巡査部長が刃物で腹を刺され、18日に死亡した。容疑者は車を盗んで逃走したが、逮捕された。

9/21 午後3時半ごろ、大分市の国道197号で、大分県交通機動隊の巡査長運転の覆面パトカーが対向車線にはみ出して、タクシーなど3台に接触。タクシー運転手や巡査長など5人けが。

9/26 午前8時半ごろ、愛知県稲沢市の名鉄名古屋本線奥田ー大里駅間の大里8号踏切で、上り特急電車が踏み切りで脱輪したため、線路上を走行していた乗用車が衝突し、乗用車を運転していた外国人と見られる男性が死亡、乗客20

人と運転士ら2人の計22人が軽傷を負った。

9/27 労働時間を自由に決められる裁量労働制で働き、99年12月に自殺した神奈川県の子会社員について、平塚労働基準監督署は「長時間労働でうつ状態になり自殺した」として労災と認定した。会社員は神奈川県平塚市の大手建設機械メーカー、コマツに84年、研究員として入社。98年9月からレーザー開発部門で「フリータイム制」と呼ばれる裁量労働制で働くようになった。上司から厳しい納期を設定され、サービス残業を強いられ、亡くなる前の半年は、1日の勤務時間は10～19時間に及んだという。研究開発以外にも、部品購入や営業を担当し、顧客からの苦情も受け付けていた。

午後7時55分ごろ、神奈川県寒川町の三光化学工業相模工場の臭化水素ガスが外に漏れ、隣接の日本化工塗料湘南工場の従業員14人が病院に運ばれた。いずれも軽症だが、4人が検査入院した。相模工場には当時、作業員4人が密閉したタンク内で難燃剤を製造していた。

午前0時45分ごろ、石川県門前町の猿山岬の北西約34キロの日本海で底引き網漁船「第一正徳丸」とカンボジア船籍の貨物船「シーローズ」が衝突し、第一正徳丸が沈没した。乗組員のうち2人が救助されたが、4人が行方不明。

9/28 兵庫県北部 但馬地方の公立病院で7月から8月にかけて入院患者と看護師ら計10人が皮膚病「疥癬(かいせん)」に集団感染していたことが分かった。同病院によると、最初は7月末、80歳代の入院患者が全身のかゆみを訴えた。その後、患者4人と、看護師5人が発症。最初の患者から疥癬の原因となる「ヒゼンダニ」を検出した。同病院は、感染した入院患者のうち三人を隔離治療、二人は退院後に通院治療した。看護師も含め全員が完治しているという。

9/30 大阪府守口市の関西医科大付属病院で研修医だった森大仁さんが急性心筋梗塞で死亡したのは長時間労働による過労が原因だとして、北大阪労働基準監督署は、遺族からの労災申請を認めた。研修医の労災が認められたのは初めて。父親が98年10月に申請したが、00年3月にいったん不認定となり、労働保険審査会に再審査請求。同労基署は今回認定した理由を「発症前1週間の業務だけでなく過去6カ月の残業時間を考慮するなど、昨年12月に労災の認定基準が変わったため」と説明。同様の労災申請は8月、横浜市立大病院で亡くなった男性の遺族も行っている。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グリーン/黒	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
			- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259